

# 亶理町耐震改修促進計画

令和5年4月(改訂)

亶 理 町

<b>1</b>	<b>計画策定の背景</b>	<b>1</b>
(1)	宮城県における地震被害	1
	① 過去の地震被害	
	② 宮城県沖地震の長期評価	
	③ 活断層の長期評価	
(2)	住宅・建築ストックの耐震化の現状	8
	① 住宅及び建築物のストック数	
	② 住宅の耐震化の状況	
	③ 町所有の多数の者が利用する特定建築物の耐震化の状況	
	④ 町所有の防災上重要な建築物の耐震化の状況	
(3)	宮城県沖地震等の被害想定	12
	① 第三次地震被害想定調査の前提条件等	
	② 建築物被害の予測結果	
(4)	計画策定の必要性	18
<b>2</b>	<b>計画の目的</b>	<b>21</b>
<b>3</b>	<b>計画の位置づけ</b>	<b>21</b>
(1)	計画の位置づけ	21
(2)	計画期間	21
<b>4</b>	<b>基本方針・計画の目標</b>	<b>22</b>
(1)	基本方針	22
(2)	主体別役割	22
	① 県	
	② 町	
	③ 建築関係団体	
	④ 建築物所有者等	
(3)	対象地域・対象建築物	23
	① 対象地域	
	② 対象建築物	
(4)	耐震化の目標	23
	① 住宅	
	② 町所有建物	
<b>5</b>	<b>耐震化促進施策の内容</b>	<b>25</b>
(1)	住宅	25
	① 普及・啓発	
	② 耐震診断の促進	
	③ 耐震改修の促進	
	④ 亘理町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	
	⑤ 危険ブロック塀等の改善の促進	
	⑥ 瓦屋根の耐風改修の促進	
(2)	町所有建物	25
	① 台帳の整備	
	② 耐震診断及び耐震改修の実施	

(3) 地震時に通行を確保すべき道路-----	28
(4) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策 -----	28
<b>6 啓発及び知識の普及に関する施策 -----</b>	<b>29</b>
<hr/>	
(1) 防災マップの作成・公表 -----	29
(2) 相談窓口の設置 -----	29
(3) 啓発及び知識の普及 -----	29
(4) リホームに併せた耐震改修の誘導策 -----	29
(5) 家具転倒防止策 -----	29
(6) 町内会、NPO等との連携に関する方針 -----	29
<b>7 関連施策 -----</b>	<b>30</b>
<hr/>	
(1) 宮城県建築物等地震対策推進協議会-----	30
(2) ブロック塀倒壊防止対策 -----	31
(3) 宮城県住宅耐震隊協議会 -----	31
(4) 被災建築物・宅地の応急危険度判定 -----	31

# 亘理町耐震改修促進計画

亘理町耐震改修促進計画(以下「本計画」という。)は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第6条1項に基づき、町内にある建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定する。

## 1 計画策定の背景

### (1) 宮城県における地震被害

#### ① 過去の地震被害

本県では、現在にいたるまで度重なる地震被害をうけている(表1、図1)。地震は大きくプレート間大地震である海溝型地震と内陸部の活断層等を震源とする直下型地震に分けられるが本県においては、県の沖合から日本海溝までの海域を震源域として繰り返し発生する海溝型地震(このうち陸寄りの海域を震源とするものを「宮城県沖地震」という。)による被害は顕著である。

表1 宮城県周辺の過去の地震被害(宮城県沖地震は\_\_\_\_, その他の海溝型地震は\_\_\_\_)

年	震源		マグニチュード	被害地域又は震源域 / 被害の概要
	北緯	東経		
<u>869</u>			8.3	三陸沿岸／城郭, 門櫓, 垣壁崩れ, 倒壊するもの無数, 津波が多賀城下を襲い, 溺死者約1,000人。
<u>1611</u>	39.0	144.4	8.1	三陸沿岸, 北海道東岸／三陸地方で強震。震害軽く, 津波の被害大。伊達領内で死者1,783人, 南部, 津軽で人馬死3,000余人。三陸沿岸で家屋流失多く, 溺死者1,000人をこえた。岩沼付近でも家屋皆流失北海道東部でも溺死者多かった。
1646	38.1	140.7	6.5～6.7	陸前, 岩代, 下野／仙台城の石壁数十丈崩れ, 櫓3つ倒れる。白石城破損, 日光東照宮の石垣破損。江戸でも強かった。
<u>1793</u>	38.3	144.5	8.0～8.4	陸前, 陸中, 磐城／仙台藩で1,060余戸壊れ, 死者12人。津波があり, 大槌, 両石で71戸損壊流出, 死者9人, 気仙沼で300戸余流出。
<u>1835</u>	38.5	142.5	7.0	仙台／仙台城の石垣がくずれ, 家土蔵に破損あり。江戸で有感。
<u>1861</u>	38.6	141.2	6.4	陸前, 陸中, 磐城／陸前の遠田, 志田, 登米, 桃生の各郡で特に被害が多く, 家屋損壊, 死傷者あり。
<u>1896</u>	39.5	144.0	8.5	三陸沖／「明治三陸地震津波」, 震害はなし。津波により県内の死者3,452人, 流出戸数4,000戸余。
<u>1897</u>	38.1	141.9	7.4	仙台沖／岩手, 山形, 宮城, 福島で小規模の被害。一の間で家屋破損が72戸。
1900	38.7	141.1	7.0	宮城県北部／遠田郡で最も激しく, 県全体で死傷者17人, 家屋全壊44戸, 半壊48戸, 破損1,474戸。

<u>1933</u>	39.2	144.5	8.1	三陸沖／「三陸地震津波」, 震害は少なかった。 津波が太平洋沿岸を襲い, 三陸沿岸で被害は甚大。 津波により県内の死者307人, 流出戸数950戸。
<u>1936</u>	38.2	142.1	7.5	金華山沖／福島, 宮城両県で非住家全壊3戸, その他小被害もあった。
<u>1960</u> 5.23	38.2	72.6 S W	8.5	チリ沖／「チリ地震津波」, 津波が日本各地に來襲。 津波により県内の死者54人, 流出戸数306戸。
1962 4.30	38.7	141.1	6.5	宮城県北部／「宮城県北部地震」, 築館, 石越, 小牛田付近径 40kmの範囲に被害が集中した。 死者3人, 住家全壊340戸, 半壊1,114戸。橋梁, 道路, 鉄道の被害 が多かった。
<u>1978</u> 6.12	38.2	142.2	7.4	宮城県沖／「1978年宮城県沖地震」, 県内の死者27人, 負傷者 10,962人, 住宅の被害で全壊1,377戸, 半壊6,123戸, 特にブロック 塀の倒壊による被害が多かった。
<u>2003</u> 5.26	38.8	141.7	7.1	宮城県沖／深さ約70kmのスラブ内地震, 震央の位置から三陸 南地震とも呼ばれる。負傷者174人, 住家全壊2, 半壊21, 深い ため次の地震に比べ被害は小規模。
<u>2003</u> 7.26	38.4	141.2	6.4	宮城県北部／陸域の逆断層型地殻内地震。 同日に大きな前震M5.6と余震M5.5も起こって連続地震と呼ば れた。M6級だが浅く, 震源域に局所的に大きな被害が出た。 負傷者667人, 住家全壊1,276、半壊3,809。 3ヶ所で計測震度6強を記録した。
<u>2005</u> 8.16	38.2	142.3	7.2	宮城県沖／日本海溝やや陸寄りの逆断層型プレート境界 地震。1978年の宮城県沖地震震源域の南半分で発生。 負傷者100人、全壊1、半壊0、最大震度6弱を記録した。(川崎町) 東北地方太平洋沖で最大13cmの津波(石巻市)。
2008 6.14	39.0	140.9	7.2	岩手県内陸南部／「岩手・宮城内陸地震」, 岩手・宮城県境付近の 山間地での逆断層型地殻内地震(深さ8km)。死者17人、行方不明 者6人、負傷者426人、全壊30、半壊146、最大震度6強 4000ガル以上の加速度などを観測。建物被害よりも 地すべりなどの斜面災害が目立った。
<u>2011</u> 3.11	38.2	142.9	9.0	三陸沖／「東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)」, 日本海溝沿 いの沈み込み帯の大部分、三陸沖中部から茨城県沖までのプレ ート境界を震源域とする逆断層型超巨大地震(深さ24km)、 3月9日にM7.3の前震、震源域内や付近の余震・誘発地震は M7.0以上が6回、M6.0以上が97回、死者18,958人、行方不明者 2,655人、負傷者6,219人、全壊127,291、半壊272,810(余震、 誘発地震を一部含む。2014年3月現在)、死者の90%以上が 水死で、原発事故を含む被害の多くは巨大地震によるもの。最大 震度7(栗原市)、震度6強を県内13市町村で観測。

2011 4.7	38.2	141.9	7.2	宮城県沖/東北地方太平洋沖地震の震源域内の地震だが、太平洋プレートの逆断層型スラブ内地震(深さ66km)、死者4人、負傷者296人、全壊36以上、半壊27以上、(消防庁、宮城県による。2014年3月現在)最大震度6強(仙台市・栗原市)、震度6弱を県内15市町村で観測。
2011 4.11	36.9	140.7	7.0	福島県浜通り/東北地方太平洋沖地震の周辺誘発地震で、正断層型地殻内地震(深さ6km)、井戸沢断層の近傍で、地表地震断層が現れた。死者4人、負傷者10人(2013年3月現在)、最大震度は6弱(福島県、茨城県の4市町村)
2012 12.7	38.0	143.9	7.3	三陸沖/東北地方太平洋沖地震の周辺、日本海溝付近の正断層型地震(深さ49km)、死者1人、負傷者15人、最大震度5弱(宮城県内他99市町村)

出典/理科年表(令和2年版), 新編日本被害地震総覧

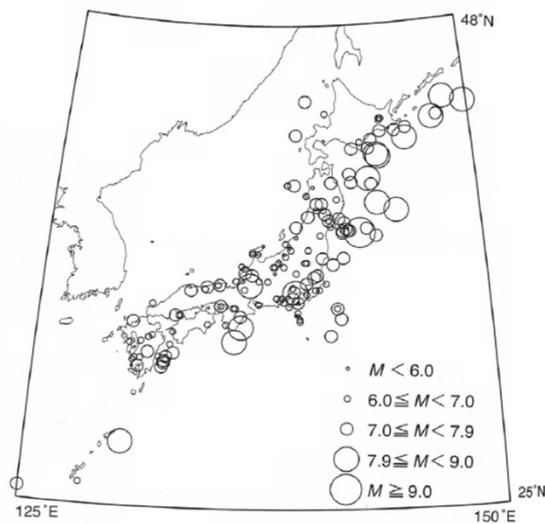


図1-1 日本付近の主な被害地震の震央(1885年以降)  
出典/理科年表(平成27表)

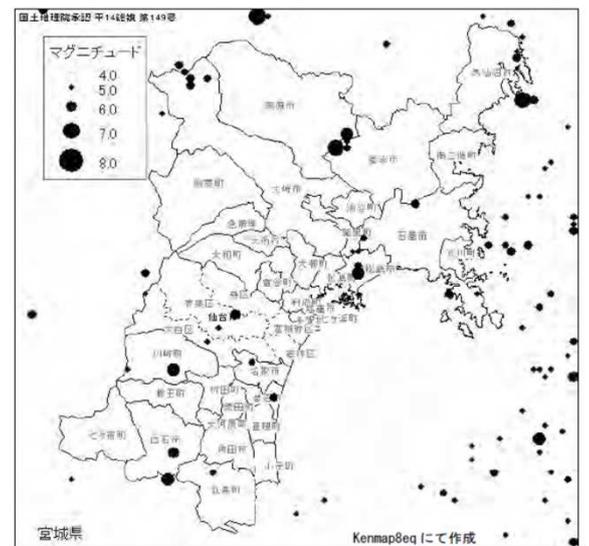


図1-2 過去(1895年以降)の主な地震の震源

## ② 宮城県沖地震の長期評価

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「推進本部」という。）では、これまでに海溝型地震の長期評価を行ってきており、日本海溝沿いの地震活動については、「宮城県沖地震の長期評価」（平成12年公表）、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価」（平成14年公表）を公表したほか、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）を受け、平成23年11月に「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価（第二版）」（以下「第二版」という。）を公表したが、これまでの改定は東北地方太平洋沖地震の直後であり、同地震やその影響に関する調査研究はその途上だったため、暫定的な評価であった。

その後の平成31年2月、東日本太平洋沖地震から約10年が経過し、震源域や沿岸域における調査研究が大きく進展したことに伴い新たな長期評価手法の検討途上ではあるが、新たに得られた知見を取り入れることで第二版を改訂し、「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」として公表された。

評価対象領域は図2、評価対象地震は表2のとおりである。

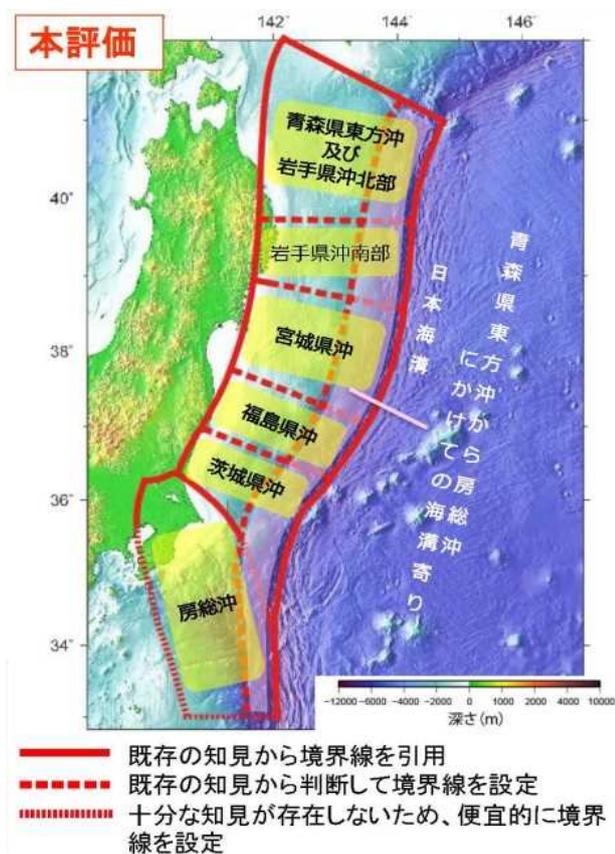


図2 プレート間地震の評価対象領域(赤枠)

「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」（平成31年2月、地震調査研究推進本部地震調査委員会）より

表2 評価対象地震

	評価対象地震	定義
プレート間地震	プレート間巨大地震※1	おおむねM(マグニチュード)8を超えるプレート間地震。
	連動型の地震	プレート間巨大地震の中で、複数の領域に震源域がまたがるもの。
	超巨大地震(東北地方太平洋沖型)※2	東北地方太平洋沖地震のような低頻度で発生するM9クラスの超巨大なプレート間地震。
	ひとまわり小さいプレート間地震	プレート間巨大地震よりも規模が小さいM7.0以上のプレート間地震。
	宮城県沖の陸寄り ひとまわり小さいプレート間地震 (宮城県沖地震)	評価対象領域の中では、対象規模の地震の発生が確認されていない領域がある。 また、宮城県沖の陸寄りの領域では、ひとまわり小さいプレート間地震が東北地方太平洋沖地震の発生前まで繰り返し発生していて、それらは「宮城県沖地震」として知られている。
プレート内地震	青森県東方沖から房総沖にかけての海溝寄りのプレート間地震(津波地震等)	プレート境界の浅部が破壊し、揺れは小さいが大きな津波をもたらす地震(以下、津波地震※3と呼ぶ)。 また、津波地震ではなくとも、プレート間地震で深部と浅部が同時に破壊し、津波を伴う場合がある(そのような地震として東北地方太平洋沖地震が挙げられる)。
	沈み込んだプレート内の地震※4	青森県東方沖から房総沖にかけての深さ約100km以浅の沈み込んだプレート内で発生する地震。
	海溝軸外側の地震※5	太平洋プレートの沈み込みに伴って、海溝軸よりも沖合の太平洋プレートの内部が破壊することによって発生する地震。

「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」(平成31年2月、地震調査研究推進本部地震委員会)より

※1 「巨大地震」の明確な定義はない。

※2 超巨大地震の表現は地震調査研究推進本部の「新たな地震調査研究の推進について(平成21年4月公表、平成24年9月改訂)」に従った。

※3 「津波地震」は地震学の用語(Kanamori, 1972)であり、津波地震のみが津波を発生させる訳ではなく、すべての評価対象地震について津波が発生する可能性がある。

※4 地震学では一般にスラブ内地震と呼ばれる。

※5 地震学では一般にアウターライズ地震と呼ばれる。

また、推進本部は、主要な活断層や海溝型地震の長期評価を随時公表しており、平成31年(2019年)1月1日を基準日として算定された地震の発生確率値を公表してきたが、(平成31年2月26日公表)、その後に再計算を実施し、令和3年1月1日を基準日とした長期評価による地震発生確率値に更新された。(表3)

表3 海溝型地震の長期評価の概要(基準日 令和3年1月1日)<sup>※1</sup>

領域または地震名		長期評価で予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均発生間隔		
			10年 以内	30年 以内	50年 以内	最新発生時期		
日本海溝沿いの地震	プレート間地震	超巨大地震 (東北地方太平洋沖型)	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550年～600年 程度 ----- 9.8年前	
		宮城県沖[領域]	7.9程度	9%	20%程度	40%程度	109.0年 ----- —	
		ひとまわり 小さいプレート間地震	宮城県沖 [領域]	7.0～7.5程度	50%程度	90%程度	90%程度以上	12.6年～14.7年 ----- —
			宮城県沖の 陸寄りの地 震(宮城県 沖地震)	7.4前後	ほぼ0% ～ 0.4%	60% ～ 70%	90% 程度 以上	38.0年 ----- 9.8年前
		海溝寄りのプレート間地震 (津波地震等)	Mt8.6～9.0 <sup>※2</sup>	9%	30%程度	40%程度	102.8年前 ----- —	
プレート内地震	沈み込んだ プレート内の地震	7.0～7.5程度	30% ～ 40%	60% ～ 70%	80% ～ 90%	22.0年～ 29.4年 ----- —		
	海溝軸外側の地震	8.2前後	2%	7%	10%程度	411.2年 ----- —		

「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」(令和3年1月13日、地震調査研究推進本部地震委員会)より

※1 宮城県に関する長期評価の抜粋である。

※2 Mtは津波マグニチュード(津波の高さの空間分布を使って算出する地震の大きさの指標)を示す。

ただし、前述の「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」(平成31年2月、地震調査研究推進本部地震調査委員会)では、宮城県沖のプレート間巨大地震、宮城県沖のひとまわり小さいプレート間地震については、東北地方太平洋沖地震の余効すべり<sup>※</sup>による応力変化の影響で、宮城県沖の陸寄りの部分では東北地方太平洋沖地震以前の平均的な状況と比べて地震が発生しやすくなったと考えられるため、地震発生確率はより高い可能性があるとしているほか、宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震(宮城県沖地震)においては、地震発生確率はより高い可能性があるとともに震源域が陸寄りに特定されているため、1987年宮城県沖地震のように大きな被害を引き起こす可能性があることに留意が必要とされている。

※地震後に地震断層が揺れを起こさず、ゆっくりと滑る現象。

### ③ 活断層の長期評価

政府の推進本部では、海溝型地震と同様に、活断層で起きる地震についても長期評価結果を公表している。宮城県には3つの主要活断層帯(図3-1、3-2)があり、それぞれの断層帯全体が1つの区間として活動する場合の地震規模及び発生する長期確率は表4に示すとおりである。

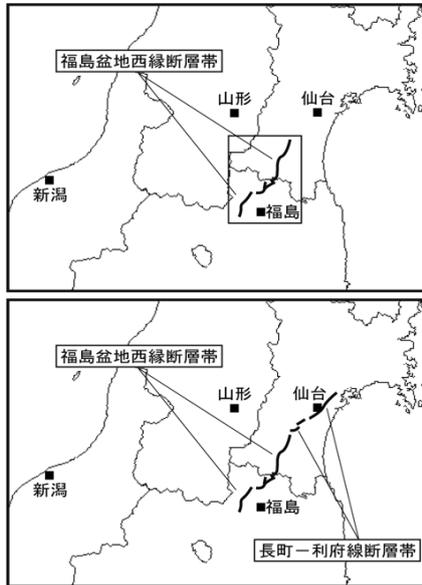


図3-1 長町-利府断層帯・福島盆地西縁断層帯概略位置図



図3-2 双葉断層帯概略位置図

「内陸の活断層」地震調査研究推進本部HPより

表4 主要活断層帯の長期評価の概要(基準日 令和2年(2020年)1月1日)

活断層帯名 (起震断層/活動区間)	長期評価で予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均発生間隔
		30年 以内	50年 以内	100年 以内	最新発生時期
長町-利府線断層帯※1	7.0~7.5程度	1%以下	2%以下	3%以下	3,000年程度以上 約16,000年前以後
福島盆地西縁断層帯	7.8程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	8,000年程度 約2,200年前-3世紀
双葉断層※2	6.8~7.5程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	8,000年-12,000年程度 約2,400年前-2世紀

「主要活断層帯の長期評価の概要(算定基準日:令和2年(2020年)1月1日<都道府県別>)」より

※1 長町-利府線断層帯は、最新活動時期が約16000年前以後と求められているが、平均活動間隔3000年に対して十分に絞り込まれていない。このため、地震発生確率の計算に際しては、ポアソン過程を用いた。

※2 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に伴い、双葉断層では、地震の発生確率が表の値より高くなっている可能性がある。

## (2) 住宅・建築ストックの耐震化の現状

### ① 住宅及び建築物のストック数

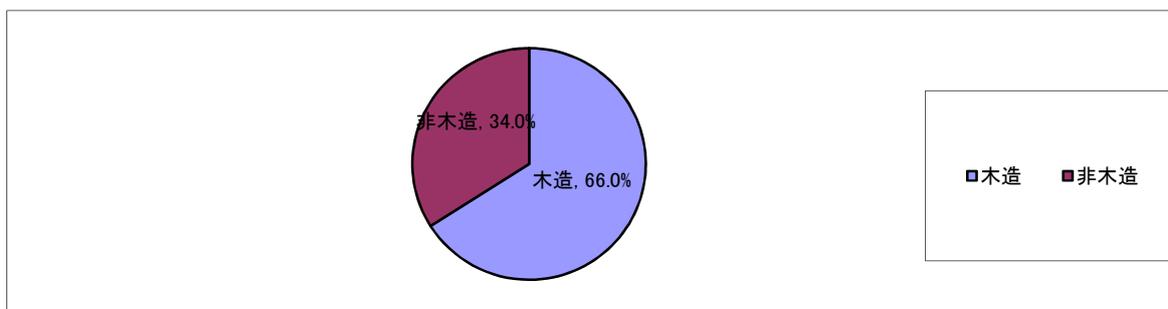
平成30年住宅・土地統計調査によれば、県内の構造別住宅数は表5、図4のとおりであり、戸数ベースでは木造建築物が65%を占める。

表5 県内 所有者関係別・構造別(単位:棟)

構造	木造(A)	(A/C)	非木造(B)	(B/C)	合計(C)	(C/D)
持ち家	471,900	85.1%	82,400	14.9%	554,300	(58.1%)
借家	136,500	37.0%	232,200	63.0%	368,700	(38.7%)
併用住宅	19,200	62.7%	11,400	37.3%	30,600	(3.2%)
合計	627,600	65.8%	326,000	34.2%	(D)953,600	(100.0%)

資料/平成30年住宅・土地統計調査

図4 県内 構造別住宅棟数



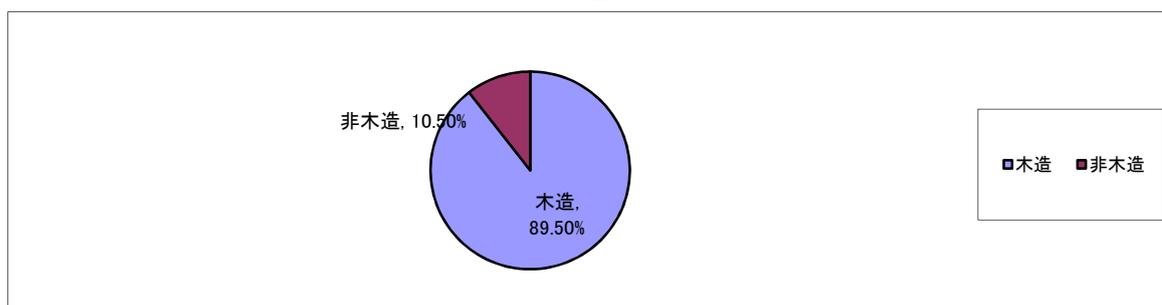
なお、町内での、構造別住宅数は表6、図5のとおりで、全体住宅数の内、木造建築物が占める割合は89.50%となり、県内と比較すると木造の割合が高くなっている。

表6 町内 構造別住宅棟数一覧表(単位:棟)

構造	木造(A)	(A/C)	非木造(B)	(B/C)	合計(C)	(C/D)
持ち家	8,670	89.2%	1,050	10.8%	9,720	82.2%
借家	1,770	90.8%	180	9.2%	1,950	16.5%
併用住宅	140	93.3%	10	6.7%	150	1.3%
合計	10,580	89.5%	1,240	10.5%	(D)11,820	100%

資料/平成30年住宅・土地統計調査(四捨五入の関係で合計が合わないところもある)

図5 町内 構造別建築物棟数



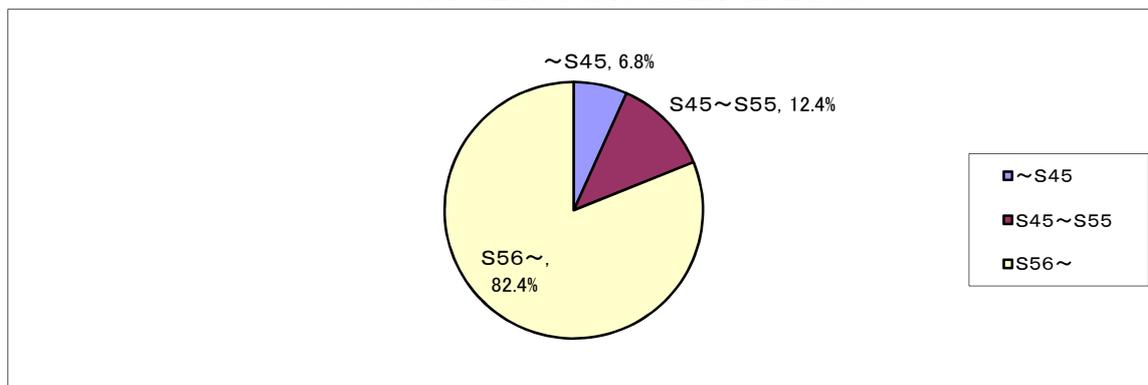
また、町内の住宅棟数は11,820棟でその時期別・構造別の内訳は表7、図6のとおりである。建築時期別にみると、建築基準法に定める新耐震基準施行(昭和56年6月1日)より前に建設された住宅が約2割(19%)である。さらに以前の耐震基準(S45年)により建設されたもの全体の約1割(6.8%)をしめている。構造別では木造住宅の棟数比率は89.5%と全住宅棟数9割弱を占める。

表7 町内 建築時期別・構造別棟数一覧表(単位:棟)

建築時期	昭和45年以前(a) (a/d)	昭和45～55年(b) (b/d)	昭和56年以降(c) (c/d)	合計(d) (d/e)
木造 (比率)	800 7.6%	1,430 13.5%	8,530 25.0%	10,580 89.5%
非木造 (比率)	0 0.0%	30 2.4%	1,210 97.6%	1,240 10.5%
合計 (比率)	800 6.8%	1,460 12.4%	9,740 82.4%	11,820 100%

※資料/平成30年住宅・土地統計調査(四捨五入の関係で合計が合わないところもある)

図6 町内 建築時期別・構造別住宅棟数



## ② 住宅の耐震化の状況

住宅の耐震化状況について、平成30年住宅・土地統計調査(総務省統計局)の比率等をもとに推計した結果は、表8、図7のとおりである。

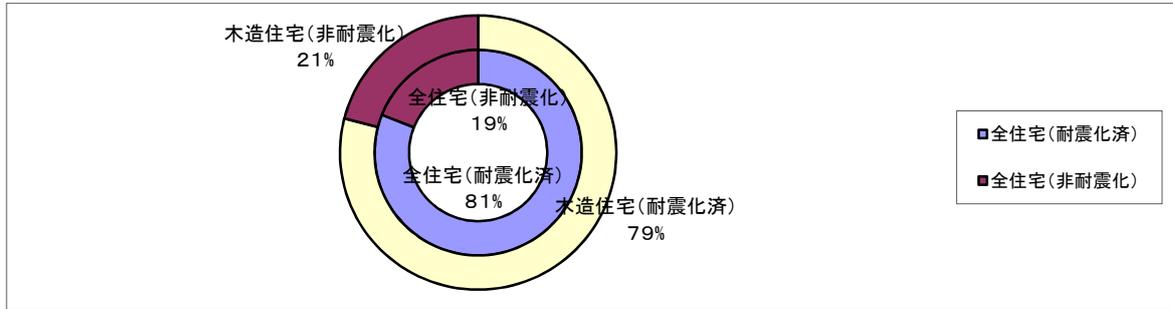
町内の住宅総数11,820棟のうち、耐震化を満たしていると推計される住宅は約9,560棟あり耐震化率は81%となっている。一方、耐震化が不十分なものは約2,260棟(19%)と推計される。そのうち、木造住宅に関して耐震性を満たすと推計される木造住宅が約8,350棟(79%)、耐震化が不十分とされる木造住宅が約2,230棟(21%)である。

表8 住宅の耐震化の状況

	巨理町			宮城県		
全住宅	11,820	棟	100%	953,600	棟	100%
うち木造住宅	10,580	棟	100%	512,400	棟	100%
耐震化を満たすと推計	9,560	棟	81%	881,200	棟	92%
うち木造住宅	8,350	棟	79%	448,800	棟	88%
耐震化が不十分と推計	2,260	棟	19%	72,400	棟	8%
うち木造住宅	2,230	棟	21%	63,600	棟	12%

※平成30年度住宅・土地統計調査(総務省統計局)を基に推計

図7 住宅の耐震化の状況(亶理町)



③ 町所有の多数の者が利用する特定建築物の耐震化の状況

法では、庁舎、学校、病院・診療所、劇場、集会場、店舗、ホテル・旅館、事務所、共同賃貸住宅など多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの(以下「多数の者が利用する特定建築物」という。)を規定している。

町所有の「多数の者が利用する特定建築物」の耐震化の状況を建築物が持つ機能、性質から「庁舎等」、「集会所等」、「体育館」、「学校等」、「共同住宅」、「図書館・資料館」、「旅館」「店舗」の各用途に分類したうえで表9に表す。

また、用途別にみると「集会所等」、「体育館」、「学校等」、「図書館・資料館」、「旅館」、「店舗」「共同住宅」が耐震化率が100%である。

なお、ここでいう対象建築物とは、旧耐震設計基準による建築物(昭和56年5月以前に建築された建築物で、現行の耐震基準に適合しない建築物)及び昭和56年6月以降に建築された建築物のことであり、耐震化済みの建築物とは、旧耐震設計基準による建築物で耐震診断により補強不要と診断されたもの、同じく旧耐震設計基準による建築物で耐震診断により補強必要と診断されたもののうち補強を行なったもの、及び昭和56年6月以降に建築された建築物などの合計である。

表9 町所有の多数の者が利用する特定建築物の耐震化の状況

各用途名	各施設名	非耐震化	耐震化済	合計	耐震化率
		棟数	棟数		
		A	B	C=A+B	B/C
庁舎等	本庁舎	0	1	1	100%
集会所等	中央公民館	0	1	1	100%
体育館	佐藤記念体育館、吉田体育館、海洋センター体育館	0	3	3	100%
学校等	亶理小学校(中、東)、荒浜小学校(校舎) 逢隈小学校(北、西校舎)、吉田小学校(校舎) 長瀬小学校(校舎)、高屋小学校(校舎) 亶理中学校(校舎)、荒浜中学校(校舎、屋内運動場) 逢隈中学校(東校舎)、吉田中学校(東、西校舎)	0	14	14	100%
共同住宅	下茨田住宅(1, 2号棟)、袖ヶ沢住宅(1, 2, 3, 4号棟) 西木倉住宅(1, 2, 3号棟)、下茨田住宅(1, 2, 3号棟) 上浜街道住宅(1, 2, 3号棟)、大谷地住宅	0	16	16	100%
図書館・資料館	悠里館	0	1	1	100%
旅館	わたり温泉鳥の海	0	1	1	100%
物品販売店舗	きづなポートわたり	0	1	1	100%
合 計		0	38	38	100%

#### ④ 町所有の防災上重要な建築物の耐震化の状況

町所有の防災上重要な建築物は、避難場所指定の建築物であり、耐震化の状況を建築物が持つ機能、性質から「集会所等」、「体育館等」、「学校等」の各用途に分類したうえで表10に表す。

なお、表9で「多数の者が利用する特定建築物」に該当している建物のうち「集会所」、「体育館」、「学校等」、「図書館・資料館」(全19棟)、は避難指定場所の建築物になっているがここでいう「町所有の防災上重要な建築物」からは除かれている。

全体では、対象建築物の合計16棟のうち、耐震化済みの棟数は16棟となっており、耐震化済みの建築物を対象建築物で除した耐震化率は100%である。

なお、ここでいう対象建築物とは、旧耐震設計基準による建築物(昭和56年5月以前に建築された建築物で、現行の耐震基準に適合しない建築物)及び昭和56年6月以降に建築された建築物のことであり、耐震化済みの建築物とは、旧耐震設計基準による建築物で耐震診断により補強不要と診断されたもの、同じく旧耐震設計基準による建築物で耐震診断により補強必要と診断されたもののうち補強を行なったもの、及び昭和56年6月以降に建築された建築物などの合計である。

表10 町所有の防災上重要な建築物の耐震化の状況

各用途名	各施設名	非耐震化	耐震化済	合計	耐震化率
		棟数	棟数		
		A	B	C=A+B	B/C
集会所等	勤労青少年ホーム、働く婦人の家	0	4	4	100%
	農村創作活動センター、農村環境改善センター				
体育館	武道館、荒浜体育館	0	2	2	100%
学校等	亘理小学校(屋内運動場)、荒浜小学校(屋内運動場)	0	10	10	100%
	逢隈小学校(屋内運動場)、吉田小学校(屋内運動場)				
	長瀬小学校(屋内運動場)、高屋小学校(屋内運動場)				
	亘理中学校(屋内運動場)、荒浜中学校(屋内運動場)				
	逢隈中学校(屋内運動場)、吉田中学校(屋内運動場)				
合 計		0	16	16	100%

### (3) 宮城県沖地震等の被害想定

#### ① 第三次地震被害想定調査の前提条件等

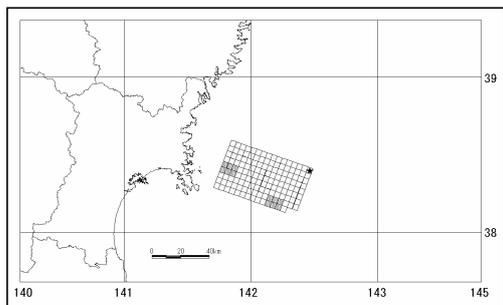
宮城県では、地震被害想定調査をこれまで2度〔昭和59～61年度（第一次）、平成7～8年（第二次）〕行ってきたが、推進本部の評価における新しい知見や第二次調査後の社会的条件の変化を踏まえて、よりの確な地震防災対策を施行していくために、第三次の地震被害想定調査を実施し、平成16年3月に調査結果を公表した。

その後、平成22年度及び23年度の2か年度の計画で新たな宮城県防災会議地震対策等専門部会を設置し、第四次の地震被害想定調査に着手し、地震動・液状化の予測、津波の予測は実施したものの、平成23年度に予定していた調査のための基礎資料（ライフライン・固定資産・養殖施設・海岸構造物、社会資本）の対象が東日本大震災の被害により毀損したことから、これらに基づく被害想定調査を行うことができなくなったため、第四次の調査は被害想定まで行わない中間報告をもって完了となった。

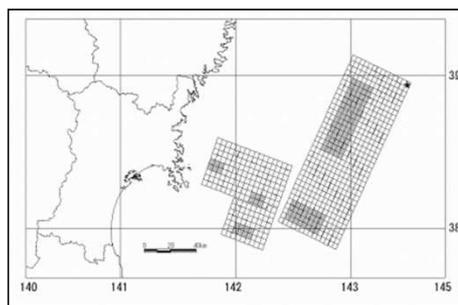
このため、本計画における宮城県沖地震等の被害想定については、宮城県沖地震の長期評価が再評価され、被害想定調査が実施されるまでは、東日本大震災前のデータを用いることとした。

(断層位置図8、揺れやすさマップ図9～11)

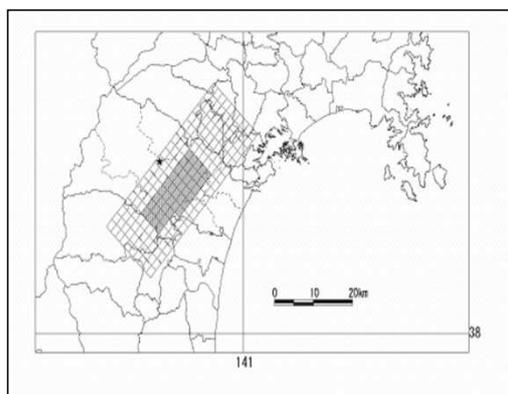
図8 断層位置図



宮城県沖地震(単独)

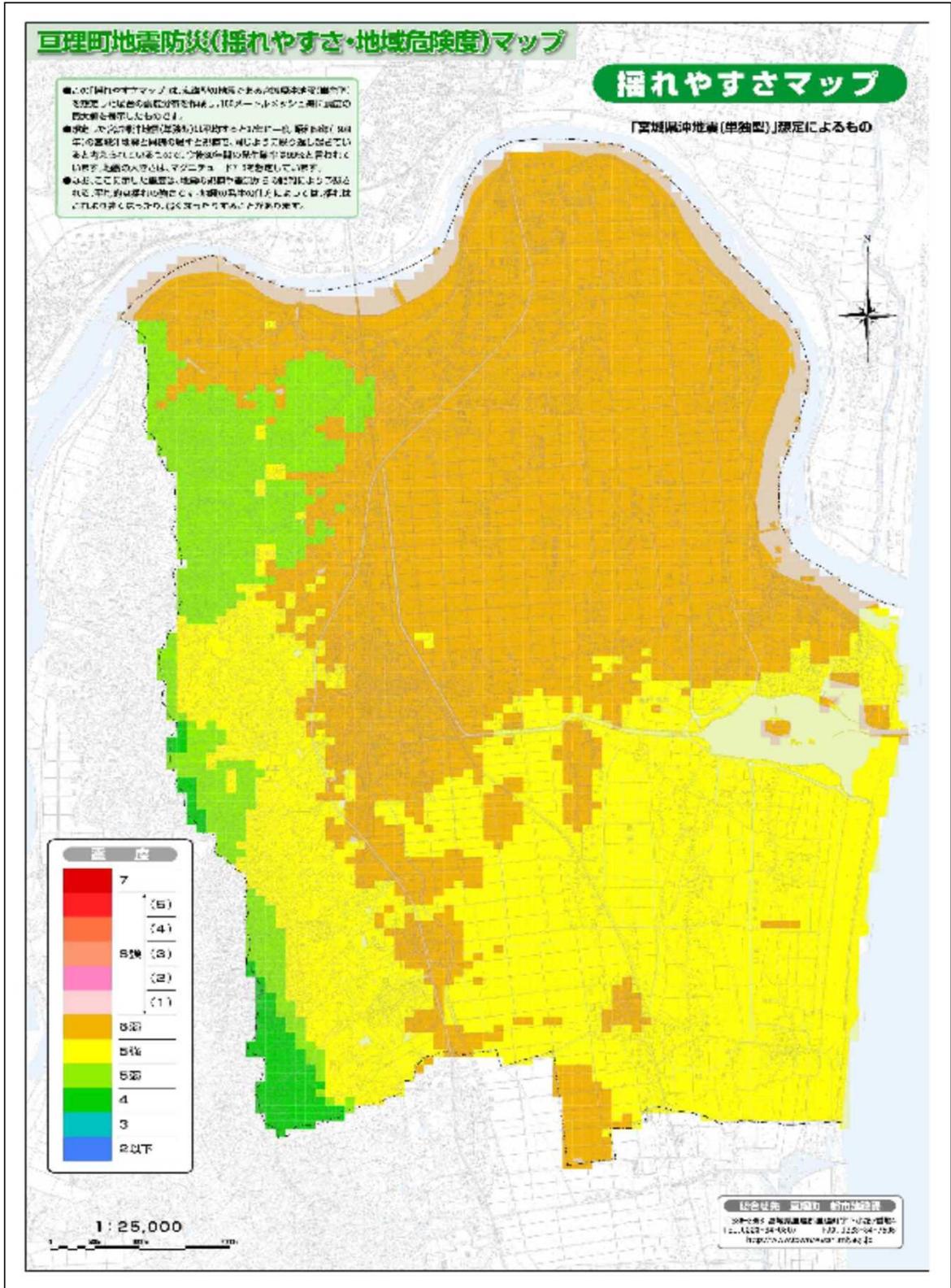


宮城県沖地震(連動)



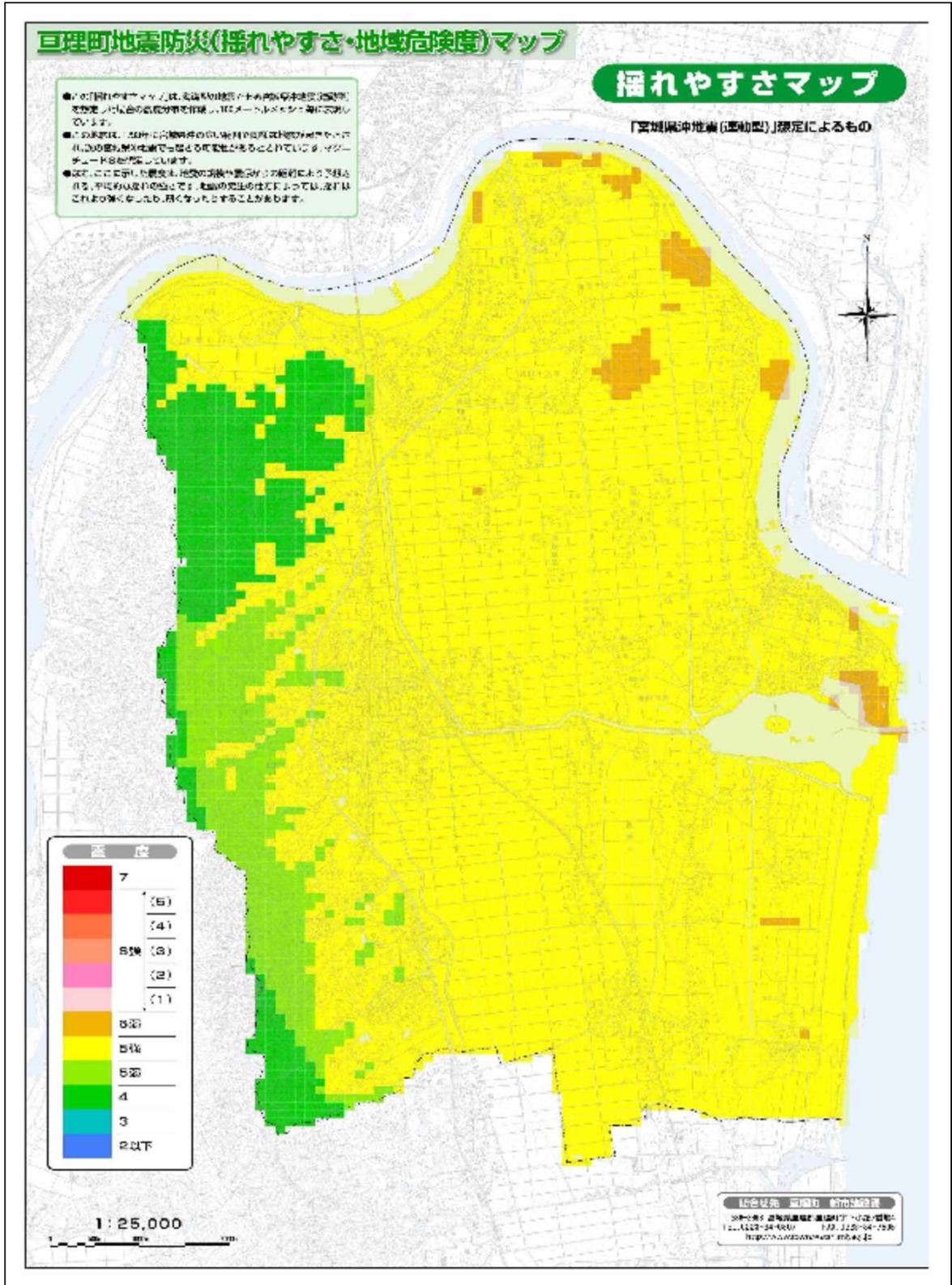
長町－利府線断層帯の地震

図9 宮城県沖(単独型、連動型)、長町ー利府線断層帯の各震度を表したのもの



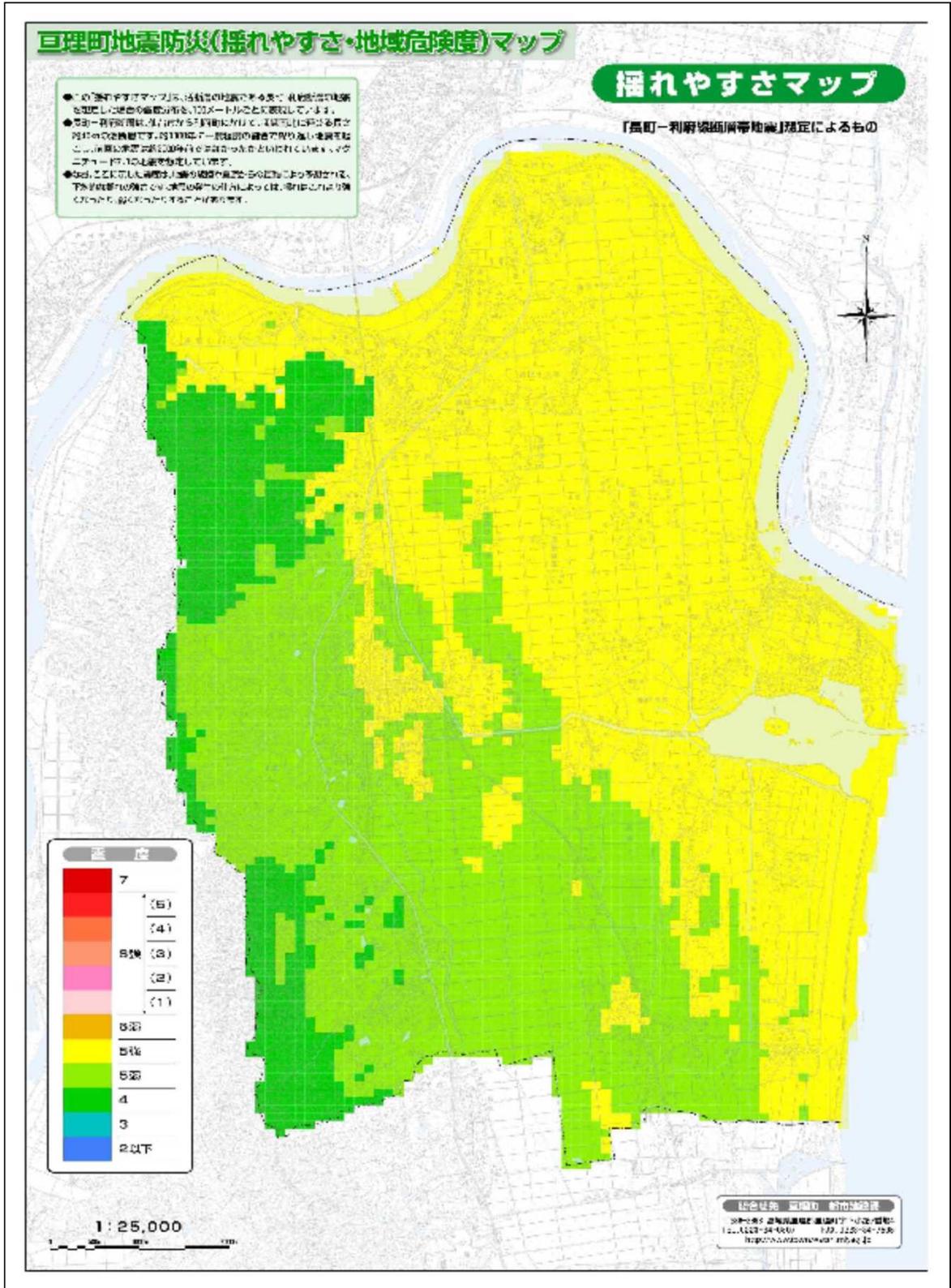
宮城県沖地震(単独型)揺れやすさマップ

図10 宮城県沖(単独型、連動型)、長町ー利府線断層帯の各震度を表したものの



宮城県沖地震(連動型)揺れやすさマップ

図11 宮城県沖(単独型、連動型)、長町ー利府線断層帯の各震度を表したもの



利府ー長町線断層帯地震揺れやすさマップ

## ② 建築物被害の予測結果

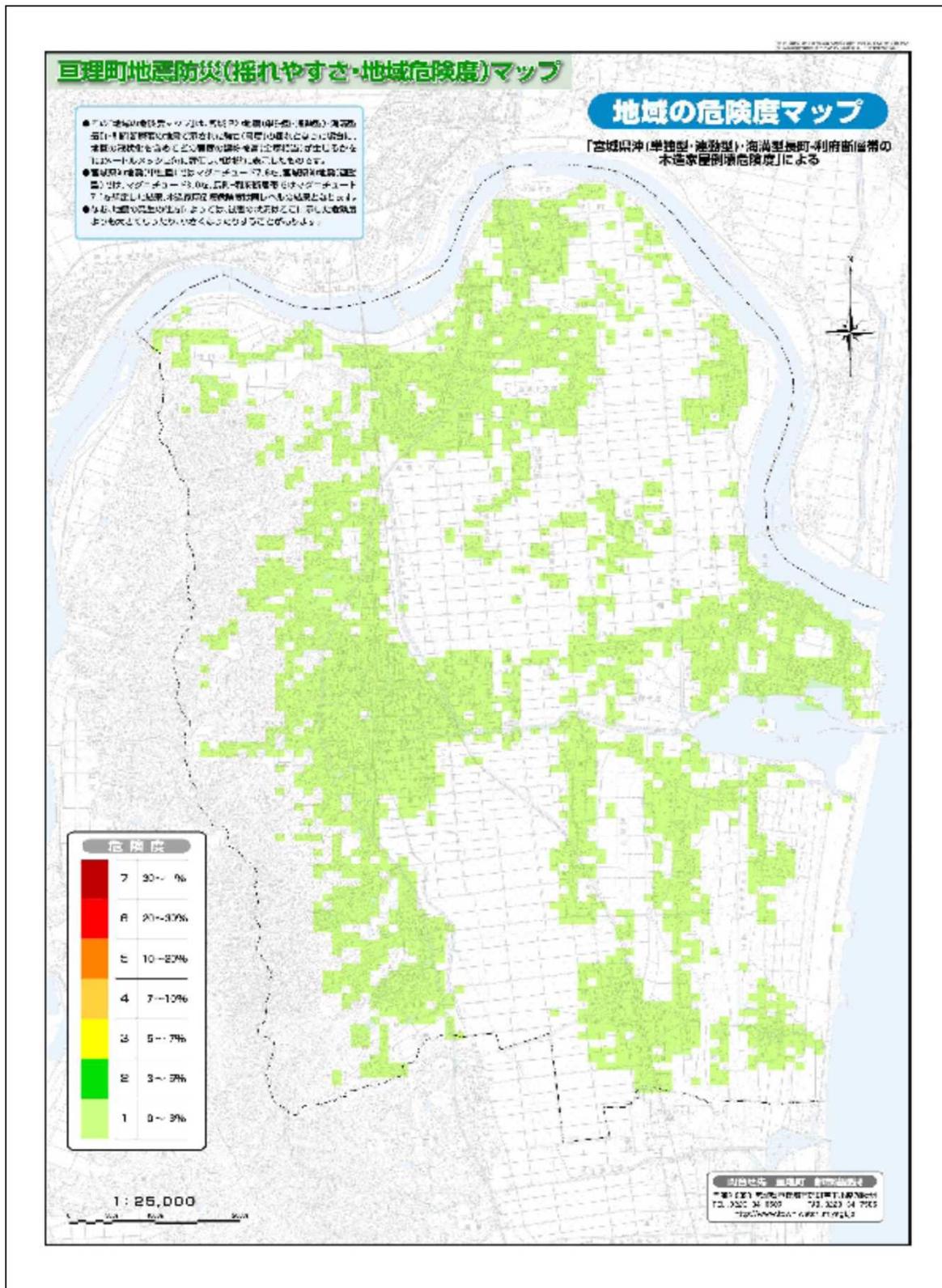
亙理町における地震被害想定調査結果の概要は表11のとおりである。

表11 地震被害想定調査結果の概要

		① 宮城県沖地震(単独) (海洋型)	② 宮城県沖地震(連動) (海洋型)	③ 長町—利府線断層帯 の地震(内陸直下)		
主な 想定被害 の結果	震度	平均震度	5.52	5.26	5.00	
		震度6以上面積率 (%)	0.00	0.00	0.00	
		震度6以上面積率 (%)	57.03	3.39	0.00	
	液状化	平均 P L 値	13.90	8.41	2.22	
		PL>20 面積率 (%)	20.59	16.00	5.67	
	傾斜	箇所別 ランク別	A	12	2	0
			B	7	12	7
			C	27	32	39
	造成地	建物棟数 ランク別	A	0	0	0
			B	0	0	0
			C	344	344	344
	建築物	全壊棟数		89	60	30
		全壊率(%)		0.44	0.30	0.15
		半壊棟数		757	150	60
		半壊率(%)		3.75	0.74	0.30
	火災	夏 昼十二時	炎上出火点	2	1	0
			焼失棟数	33	2	0
		冬 夕十二時	炎上出火点	2	1	0
			焼失棟数	7	28	0
	人的被害	朝 四時 火災なし	死者数	0	0	0
負傷者数			50	2	0	
短期避難者数			1,239	420	183	
夏 昼十二時		死者数	0	0	0	
		負傷者数	51	2	0	
		短期避難者数	1,276	423	21	
冬 夕十八時		死者数	1	0	0	
		負傷者数	43	8	0	
		短期避難者数	1,279	461	183	

このうち、宮城県沖地震(単独、連動)、長町—利府線断層帯による木造家屋倒壊危険度を表したものを図12に示した。

図12 宮城県沖(単独型、連動型)、長町ー利府線断層帯の各地震で木造家屋倒壊危険度を表したものの



宮城県沖地震(単独・連動型)、利府ー長町線断層帯地震の木造家屋倒壊危険度マップ

## (4) 計画策定の必要性

### ①建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行

1978年宮城県沖地震は地震発生が午後5時14分だったこともあり、県内の死者数27人のうち家屋の倒壊など屋内で死亡した者は8人に止まった。しかしながら、平成7年1月の阪神・淡路大震災(兵庫県南部地震)では、地震により6,400人余りの尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死亡数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊によるものであった。これはこの地震がほとんどの住民が就寝していた午前5時46分に発生したため、死者の大部分が建築物の倒壊によるものであった。同地震による建築物の被害状況について多くの調査・分析によると、昭和56年6月以前、いわゆる新耐震設計基準の施行以前に着工された建築物の被害が甚大であることが明らかになった。これらの教訓を踏まえて、耐震診断・耐震改修を促進することを目的として、平成7年12月に法が施行された。

住宅・建築物の耐震改修については、国の中央防災会議で決定された「建築物の耐震化緊急対策方針」(平成17年9月)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、「東海、東南海、南海沖地震に関する地震防災戦略」(同年3月)において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のための最も重要な課題とされてきた。これに基づき、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年までに少なくとも9割とすることを目標として設定するとともに、各都道府県に対し耐震促進計画の策定が求められた。

### ②亙理町耐震促進計画の策定

国は、平成17年11月に法を改正し、平成18年1月に基本的な方針を定めた。宮城県と町では、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年までに少なくとも9割とすることを目標として設定した、「宮城県耐震改修促進計画」、「亙理町耐震改修促進計画」を策定し耐震化の推進に向けて取り組んできた。

このような状況の中、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震(以下、「東日本大震災」という。)により発生した津波は人知を超えた猛威を振るい、県内で死者1万人を超える多くの人命を奪い、町内でも人命及び財産に大きな被害を与えた未曾有の大災害であった。津波による被害が広域であったため、地震動による倒壊被害について明確に示すことは困難だが、各種被害調査、事業実績などから、これまでの耐震化への取り組みは一定の効果があったものといえる。

### ③建築物の耐震促進の促進に関する法律の改正等

「巨理町地域防災計画(地震災害対策編)」は、東日本大震災の教訓、「宮城県地域防災計画(地震災害対策編)」の見直等を踏まえ、令和2年4月に見直しされた。見直しでは、災害時の減災に向けた対策の推進等を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても、人命が失われないことを最重視した。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう複合的な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくという考え方に基づいている。

それに加え、国は、平成27年度末の当初目標年に対して、耐震化が進んでいないことが想定されることから、平成25年5月に耐震改修促進法の一部を改正した。この法改正で耐震化を加速させる内容として、一部の建築物に対しての耐震診断の義務化、耐震診断の結果の公表が位置付けられると共に、「国土強靱化アクションプラン 2015」等において、住宅及び多数のものが利用する建築物の耐震化率を平成32年度までに95%とする目標を定め、建築物に対する指導等の強化や計画的な耐震化の促進を図ってきた。

その後、平成30年6月の大阪北部を震源とする地震においてブロック塀に被害が生じたこと等を踏まえ、平成31年1月に耐震改修促進法の施行令、施行規則、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の一部が改正された。この改正では、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀が建物本体と同様に、耐震診断の実施及び診断結果の報告義務付けの対象に追加されたほか、「国土強靱化年次計画 2022」に位置付けされているとおり、令和12年までに耐震性が不十分な住宅の耐震化をおおむね解消、令和7年度までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物の耐震化をおおむね解消する目標が掲げられた。

これらの背景を踏まえて、本計画の計画期間を令和7年度から令和12年度まで延長し、目標や施策の見直しを行う。

なお、平成25年11月25日施行の改正法ならびに、平成31年1月1日施行の改正政令の概要については、次のとおりである。

#### 建築物の耐震改修の促進に関する法律等の改正(平成25年11月25日施行)の概要

##### (1)耐震診断義務付け・結果の公表

病院・店舗・旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等について、建築物所有者に耐震診断の実施とその結果の報告を義務付け、所管行政庁において当該結果の公表を行う。

##### ①要緊急安全確認大規模建築物

###### a 不特定多数の者が利用する大規模建物

〈対象建物〉	規模要件
・病院、店舗、旅館等	階数が3以上かつ床面積の合計が5,000㎡以上
・体育館	階数が1以上かつ床面積の合計が5,000㎡以上

###### b 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建物

〈対象建物〉	規模要件
・老人ホーム等	階数が2以上かつ床面積の合計が5,000㎡以上
・小学校、中学校等	階数が2以上かつ床面積の合計が3,000㎡以上
・幼稚園、保育所	階数が2以上かつ床面積の合計が1,500㎡以上

c 一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

〈対象建物〉	規模要件
・危険物貯蔵場等	階数が1以上かつ床面積の合計が5,000㎡以上

以上a、b、cの要件に該当するものが平成27年12月31日まで耐震診断を実施し報告が義務付けられた。

本町においては、a及びcについては対象建築物がなく、bについては対象建築物が町所有の建物のみでありすでに「耐震改修済み」で報告済みである。

②要安全確認計画記載建築物

a 防災拠点建築物

〈対象建物〉	規模要件
該当なし	宮城県が指定する。

b 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

〈対象建物〉	規模要件
該当なし	町が指定する。

以上a、bの要件に該当するものが診断結果報告が義務付けられた。

本町においては、現在a、bの要件に該当する建築物・塀はない。

(2)建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例

- ・ 新たな耐震改修工法も認定可能となるよう、耐震改修計画の認定制度について対象工事の拡大及び容積率・建ぺい率の特例措置の創設

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

- ・ 耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物(マンション等)について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和(区分所有法の特例3/4→1/2)

耐震性に係る表示制度の創設

- ・ 耐震性が確保されている旨の表示の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度を創設

## 2 計画の目的

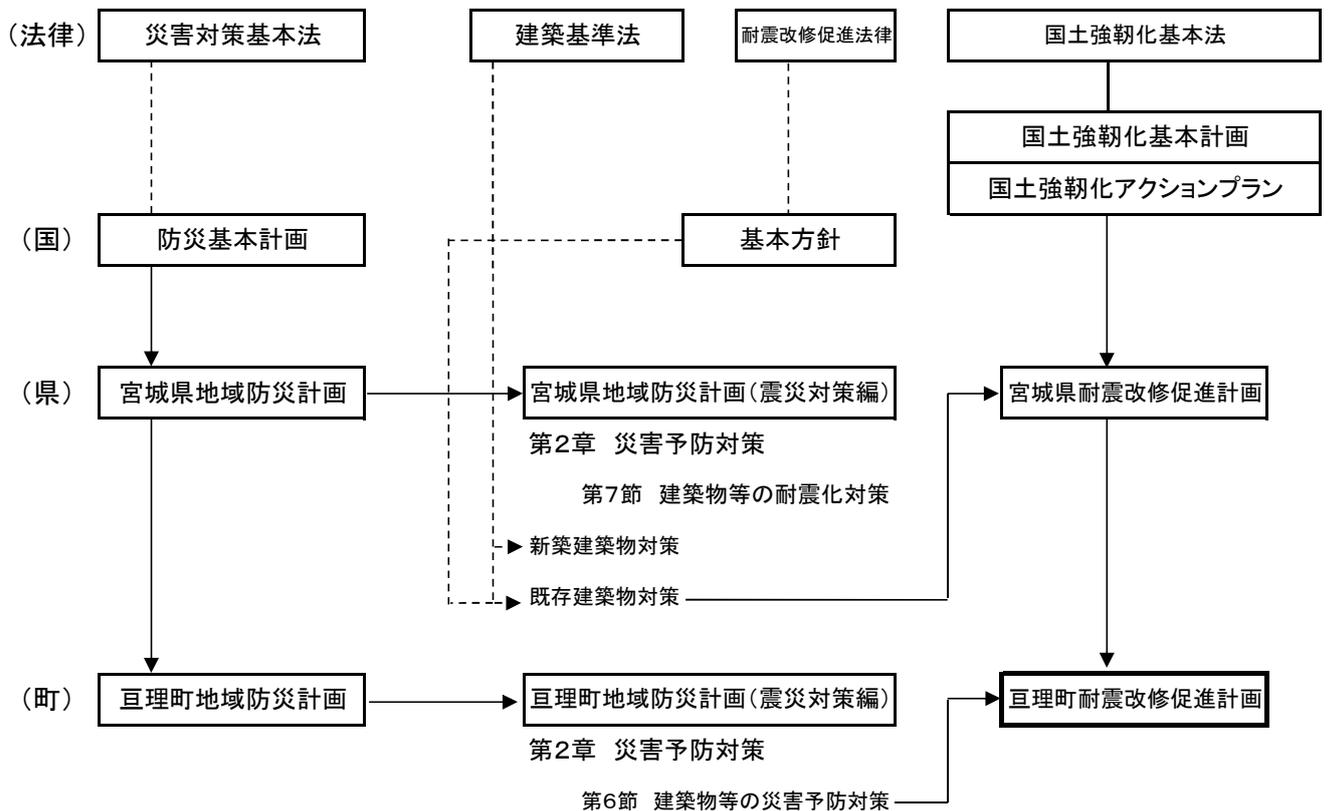
本計画は、地震による建築物の倒壊等による被害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、県、町、建築関係団体等が連携して既存建築物の耐震診断・耐震改修を総合的かつ計画的に促進するための枠組みを定めることを目的とする。

## 3 計画の位置づけ

### (1) 計画の位置づけ

本計画では、法第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、「亶理町地域防災計画(震災対策編)」を上位計画として、既存建築物の耐震改修に関する施策の方向性を示す計画として位置づける。

図13 亶理町耐震改修促進計画の位置づけ



### (2) 計画期間

計画期間は、令和12年度まで延長するものとする。なお、必要に応じて本計画を見直すものとする。

## 4 基本方針・計画の目標

### (1) 基本方針

建築物の所有者が自らの責任においてその安全性を確保することが、建築物の防災対策上の原則である。特に、災害応急対策に利用される公共建築物や多数の者が利用する建築物については耐震性を含めた安全性を確保する社会的責任がその所有者等にあると考えられる。

このような基本的認識に基づき、県、町、建築関係団体及び建築物所有者等は、それぞれ既存建築物の耐震化に向けた施策の実施に努めることとする。

### (2) 主体別役割

#### ① 県

- a 町が耐震改修促進計画を策定するに当たり、助言及び技術的支援を行う。
- b 建築関係団体、民間建築物の所有者団体及び学識経験者からなる「宮城県建築物等地震対策推進協議会」(以下「協議会」という。)を活用し、本計画の円滑な推進を図る。
- c 建築関係団体が組織する「宮城県住宅耐震隊・リフォーム推進協議会」(以下「耐震隊等協議会」という。)への指導・助言を行う。
- d 町民に対し、地域の防災性や既存建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発、情報提供、相談窓口の設置を行う。
- e 建築技術者の耐震診断・耐震改修技術向上を図る。
- f 対象建築物の把握、台帳整備を行なうとともに、耐震化の進捗状況の把握を行う。
- g 所管行政庁として、法の積極的な運用に努め、耐震改修計画の認定、指導、助言等を行う。
- h 耐震診断・耐震改修に係る助成事業を実施する。

#### ② 町

- a 地域固有の課題を勘案のうえ、耐震改修促進計画を策定する。
- b 協議会活動への参画と地域に設立される住宅耐震隊等推進協議会との連携により建築物の耐震化の促進を図る。
- c 住民に対し、地域の防災性や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発情報提供相談窓口の設置を行う。
- d 対象木造戸建て住宅の把握、台帳整備を行うとともに、耐震化の進捗状況の把握を行う。
- e 町有建築物の耐震診断・耐震改修を計画的に実施する。
- f 耐震診断・耐震改修に係る助成事業を実施する。

#### ③ 建築関係団体

- a 耐震診断・耐震改修の相談窓口を設ける。
- b 協議会活動への参画と町と連携した住宅耐震隊の活動により、建築物の耐震化の推進を図る。
- c 耐震診断・耐震改修に係る講習会の開催等、建築技術者の技術向上に努めるとともに当該講習会の受講者の活用促進を図る。

#### ④ 建築物所有者等

- a 建築物(住宅を含む)の所有者又は管理者は、建築物の耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うように努める。

#### ⑤ 町内会等の自主防災組織

- a 地域内の防災性の向上を目的とし、市町村及び住宅耐震対策推進協議会等と協力し地域内等の住宅の耐震化が促進されるよう努める。

### (3) 対象地域・対象建築物

#### ① 対象地域

町内全域を対象とする。

優先的に耐震診断・耐震改修の促進に努める地域は第三次地震被害想定調査において被害が大きいとされている地域とし、特に、軟弱地盤地域、木造住宅密集地域、避難場所・避難通路緊急輸送道路(図14)に沿った地域とする。

また、屋根の耐風改修を推進する区域についても、耐震診断・耐震改修の対象区域と同様に町内全域を対象とし、住宅の耐震化に併せ屋根の耐風化についても推進していく。

#### ② 対象建築物

建築物の用途、規模、構造及び建設年度等を踏まえ、震災時における必要性や緊急性を勘案し優先的に耐震改修等を行う必要がある建築物は以下のとおりとする。

原則として、いわゆる新耐震設計基準の施行日(昭和56年6月1日)より前に建築確認を得て建築された建築物を対象とする。

##### a 住宅

住宅については、以下の優先順位とする。

- ・ 高齢者、身体障害者等災害弱者が利用する建物
- ・ 形態、工法、構造壁の配置、建築年代等からみて耐震性能が劣ると考えられる建物
- ・ 木造住宅で、在来軸組構法又は枠組壁構法の建物
- ・ その他の住宅

##### b 町所有建物

町所有建物については、以下の施設用途区分等を勘案して、優先順位を定める。

- ・ 防災拠点となる施設
- ・ 被災時における避難、救護に必要な施設
- ・ 高齢者、身体障害者等災害弱者が利用する建物
- ・ 多数の物が利用する施設
- ・ その他の施設

### (4) 耐震化の目標

#### ① 住宅

町内の住宅の耐震化の状況は表8のとおりである。令和12年度末までに、住宅の耐震化をおおむね解消することを目標とする。

なお、耐震化の進捗状況については、住宅・土地統計調査が5年ごとに実施されることから、その集計結果をもとに進行管理を行う。

表12 住宅の耐震化率の目標

	現在の耐震化率	目標とする耐震化率 (令和12年度末)
住宅	81%	おおむね解消

② 町所有建物

町所有建物の耐震化の状況は表13のとおりである。耐震化率については、令和12年度末までに、100%を目標とする。

表13 町所有建物の耐震化率の目標

各用途名	各施設名	非耐震化	耐震化済	合計 C=A+B	耐震化率 B/C
		棟数A	棟数B		
庁舎等	本庁舎・保健センター	0	1	1	100%
集会所等	中央公民館、勤労青少年ホーム、働く婦人の家 農村創作活動センター、農村環境改善センター 農産加工センター	0	6	6	100%
体育館	佐藤記念体育館、吉田体育館、海洋センター体育館 武道館、荒浜体育館	0	5	5	100%
学校等	亘理小学校(中、東校舎、屋内運動場)、荒浜小学校(校舎、屋内運動場) 逢隈小学校(北、西校舎、屋内運動場)、吉田小学校(校舎、屋内運動場) 長瀬小学校(校舎、屋内運動場)、高屋小学校(校舎、屋内運動場) 亘理中学校(校舎、屋内運動場)、荒浜中学校(校舎、屋内運動場) 逢隈中学校(東、西校舎、屋内運動場)、吉田中学校(東、西校舎、屋内運動場) 給食センター	1	24	25	96%
福祉施設等	荒浜児童館、吉田西児童館、逢隈児童館 亘理保育所、荒浜保育所、吉田保育所 鹿島保育所(南、北棟)、ほのぼの園、二杉園 デイサービスセンター逢隈荘、中町児童クラブ	0	12	12	100%
共同住宅	下茨田住宅(1, 2号棟)、袖ヶ沢住宅(1, 2, 3, 4号棟) 西木倉住宅(1, 2, 3号棟)、下茨田南住宅(1, 2, 3号棟) 上浜街道住宅(1, 2, 3号棟)、大谷地住宅	0	16	16	100%
図書館・資料館	悠里館	0	1	1	100%
旅館	わたり温泉鳥の海	0	1	1	100%
物品販売店舗	きづなポートわたり	0	1	1	100%
その他	B&Gプール、荒浜雨水ポンプ場、B&G漕艇場倉庫 フィッシャリーナ、多目的広場管理棟、防災備蓄倉庫	0	6	6	100%
合 計		1	73	74	99%

a 町所有建物

町では、地震による被害を最小限にとどめるため、防災上重要な拠点施設及び多数の町民が利用する施設等耐震化を優先するなど、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえながら計画的に耐震化(耐震診断、建替、耐震改修、除却)を進め、令和12年度末までに全施設を耐震化することを目標とする。

また、耐震化の進捗状況については、定期的に確認し、進行管理を行う。

## 5 耐震化促進施策の内容

### (1) 住宅

#### ① 普及・啓発

町は、宮城県沖地震、長町—利府線断層帯による地震における予測震度、被害想定などについて情報提供するとともに、耐震化技術、法律・税制、支援制度など地震対策に関する情報を、パンフレット、ホームページなど多様な手段により、所有者、居住者等に提供する。

特に、宮城県沖地震への対応の緊急性、耐震診断・耐震改修の必要性については、十分に周知する。

#### ② 耐震診断の促進

町は、耐震診断の促進を図るために、「亙理町木造住宅耐震診断助成事業」を実施するとともに、助成制度の拡充に努める。

#### ③ 耐震改修の促進

町は、耐震改修の促進を図るために、「亙理町木造住宅耐震改修工事助成事業」を実施するとともに、助成制度の拡充に努める。

#### ④ 亙理町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

住宅所有者の方に住宅の耐震化に対する理解度を更に深めてもらうことを目的とし、「亙理町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を別紙1のとおり定め、更なる住宅耐震化の普及・啓発に取り組む。

#### ⑤ 危険ブロック塀等の改善の促進

町は、危険ブロック塀等の改善の促進を図るために、「亙理町危険ブロック塀等改善事業」を実施するとともに、補助対象範囲をこれまでのスクールゾーン内の通学路を含み、町内全域の避難路沿線のものについても対象として範囲を拡大し、危険ブロック塀等の改善促進に努める。

#### ⑥ 瓦屋根の耐風改修の促進

町は、強風や地震による住宅屋根の被害の軽減及び安全性の確保・向上の促進を図るため、「亙理町屋根耐風改修事業」を実施するとともに、住宅の耐震化の促進と併せて助成制度の拡充に努める。

表14 本町の耐震化促進施策の補助事業の実績

事業名	平成30年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
亙理町木造住宅耐震診断助成事業(一般診断)	11	6	4	14	5
亙理町木造住宅耐震改修工事助成事業	0	4	0	2	3
亙理町危険ブロック塀等改善事業※	-	4	17	3	0
亙理町屋根耐風改修事業	-	-	-	123	98

※ 令和5年度より対象区域の見直しを行い範囲を拡大。旧事業名 亙理町スクールゾーン内危険ブロック塀等除却事業

### (2) 町所有建物

#### ① 台帳の整備

町は、「多数のものが利用する特定建築物」及び「町所有の防災上重要な建築物」に該当する建築物の台帳を表15で示す。

表15 「多数のものが利用する特定建築物」及び「町所有の防災上重要な建築物」の台帳

各用途名	各施設名	竣工年	構造	階数	延べ床面積	耐震診断済	非耐震化	耐震化済
庁舎	本庁舎	R1	鉄筋コンクリート造	3階建て	9,771㎡			○
集会場	中央公民館(避難所)	S52	鉄筋コンクリート造	3階建て	3,030㎡	○		○
	勤労青少年ホーム(避難所)	S56	鉄筋コンクリート造	2階建て	913㎡	○		○
	働く婦人の家(避難所)	S58	鉄筋コンクリート造	2階建て	887㎡			○
	農村環境改善センター(避難所)	H7	鉄筋コンクリート造	2階建て	789㎡			○
	農村創作活動センター(避難所)	S57	木造	平家建て	241㎡			○
体育館	佐藤記念体育館(避難所)	S50	鉄骨造	2階建て	1,802㎡	○		○
	吉田体育館(避難所)	S60	鉄骨造	平家建て	1,353㎡			○
	海洋センター体育館(避難所)	S57	鉄筋コンクリート造	平家建て	1,102㎡			○
	荒浜体育館(避難所)	S55	鉄骨造	2階建て	999㎡	○		○
	武道館(避難所)	S56	鉄筋コンクリート造	平家建て	646㎡			○
学校	亘理小学校中校舎(避難所)	S42	鉄筋コンクリート造	3階建て	3,526㎡	○		○
	〃 東校舎(避難所)	S53	鉄筋コンクリート造	3階建て	1,104㎡	○		○
	〃 屋内運動場(避難所)	H18	鉄筋コンクリート造	平家建て	1,512㎡			○
	荒浜小学校校舎(避難所)	S54	鉄筋コンクリート造	3階建て	3,388㎡	○		○
	〃 屋内運動場(避難所)	H19	鉄筋コンクリート造	平家建て	1,173㎡			○
	逢隈小学校西校舎(避難所)	H15	鉄筋コンクリート造	3階建て	2,884㎡			○
	〃 北校舎(避難所)	S50	鉄筋コンクリート造	3階建て	3,561㎡	○		○
	〃 屋内運動場(避難所)	S46	鉄骨造	平家建て	716㎡	○		○
	吉田小学校校舎(避難所)	S54	鉄筋コンクリート造	3階建て	1,788㎡	○		○
	〃 屋内運動場(避難所)	H10	鉄筋コンクリート造	平家建て	1,073㎡			○
	長瀬小学校校舎(避難所)	H26	鉄筋コンクリート造	3階建て	3,730㎡			○
	〃 屋内運動場(避難所)	H16	鉄筋コンクリート造	平家建て	1,054㎡			○
	高屋小学校校舎(避難所)	S56	鉄筋コンクリート造	2階建て	1,776㎡	○		○
	〃 屋内運動場(避難所)	S56	鉄骨造	平家建て	769㎡	○		○
	亘理中学校校舎(避難所)	H2	鉄筋コンクリート造	3階建て	7,500㎡			○
	〃 屋内運動場(避難所)	H3	鉄筋コンクリート造	2階建て	1,927㎡			○
	荒浜中学校校舎(避難所)	H26	鉄筋コンクリート造	3階建て	3,058㎡			○
	〃 屋内運動場(避難所)	H26	鉄骨造	2階建て	1,246㎡			○
	逢隈中学校東校舎(避難所)	S57	鉄筋コンクリート造	3階建て	2,779㎡			○
	〃 西校舎(避難所)	S61	鉄筋コンクリート造	3階建て	645㎡			○
〃 屋内運動場(避難所)	S42	鉄骨造	平家建て	1,130㎡	○		○	

各用途名	各施設名	竣工年	構造	階数	延べ床面積	耐震診断済	非耐震化	耐震化済
学校	吉田中学校東校舎(避難所)	S47	鉄筋コンクリート造	3階建て	1,280㎡	○		○
	〃 西校舎(避難所)	H7	鉄筋コンクリート造	3階建て	1,179㎡			○
	〃 屋内運動場(避難所)	S40	鉄骨造	平家建て	743㎡	○		○
共同住宅	袖ヶ沢住宅1号棟	S47	鉄筋コンクリート造	4階建て	1,135㎡	○		○
	袖ヶ沢住宅2号棟	S48	鉄筋コンクリート造	4階建て	1,186㎡			○
	袖ヶ沢住宅3号棟	S49	鉄筋コンクリート造	4階建て	1,348㎡			○
	袖ヶ沢住宅4号棟	S50	鉄筋コンクリート造	4階建て	1,279㎡			○
	下茨田住宅1号棟	S51	鉄筋コンクリート造	4階建て	1,350㎡	○		○
	下茨田住宅2号棟	S52	鉄筋コンクリート造	3階建て	1,350㎡			○
	西木倉住宅1号棟	H26	鉄筋コンクリート造	5階建て	3,465㎡			○
	西木倉住宅2号棟	H26	鉄筋コンクリート造	5階建て	2,803㎡			○
	西木倉住宅3号棟	H26	鉄筋コンクリート造	4階建て	1,560㎡			○
	下茨田南住宅1号棟	H26	鉄筋コンクリート造	4階建て	3,252㎡			○
	下茨田南住宅2号棟	H26	鉄筋コンクリート造	4階建て	3,647㎡			○
	下茨田南住宅3号棟	H26	鉄筋コンクリート造	3階建て	2,812㎡			○
	上浜街道住宅1号棟	H26	鉄筋コンクリート造	4階建て	2,877㎡			○
	上浜街道住宅2号棟	H26	鉄筋コンクリート造	4階建て	3,246㎡			○
	上浜街道住宅3号棟	H26	鉄筋コンクリート造	4階建て	3,741㎡			○
	大谷地住宅	H27	鉄筋コンクリート造	3階建て	2,412㎡			○
図書館・資料館	悠里館(避難所)	H6	鉄筋鉄骨コンクリート造	5階建て	5,114㎡			○
旅館	わたり温泉鳥の海	H19	鉄筋コンクリート造	5階建て	4,134㎡			○
その他	防災備蓄倉庫	R2	鉄骨造	平家建て	984㎡			○

耐震診断済に○となっている建築物は、旧耐震設計基準による建築物(昭和56年5月以前に建築された建築物で、現行の耐震基準に適合しない建築物)で耐震診断を行ったものである。

非耐震化に○となっている建築物は旧耐震設計基準による建築物で耐震診断を行い、耐震診断の結果が耐震不足と診断された建築物で耐震改修を行っていないもの、及び旧耐震設計基準による建築物で耐震診断を行っていないものである。

耐震化済に○となっている建築物は旧耐震設計基準による建築物で耐震診断を行い、耐震診断の結果が耐力を満たしているもの、及び昭和56年6月以降に建築されたものである。

## ② 耐震診断及び耐震改修の実施

「多数の者が利用する特定建築物」及び「町所有の防災上重要な建築物」に該当する建築物は耐震診断等及び耐震補強工事を実施、安全性が確保された。

また、それ以外の未耐震化の町有建築物は、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえながら計画的に耐震化(耐震診断、建替、耐震改修、除却)を進め、令和12年度末までに全施設を耐震化していく。

### (3) 地震時に通行を確保すべき道路

町は沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路は、緊急輸送道路(図14)、通学路等避難所に通ずる道路とする。

このうち、「亙理町地域防災計画(防災対策編)」において地震発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路(以下「緊急輸送道路」という)として選定されたものについて、法5条第3項第1号の規定に基づき沿道の建築物の耐震化を促進すべきものとして指定する。

図14 緊急輸送道路ネットワーク計画図



#### 凡例

##### [緊急輸送道路]

- 緊急輸送道路(1次)
- 緊急輸送道路(2次)
- 緊急輸送道路(3次)

##### [防災拠点]

- 防災拠点(1次)
- 防災拠点(2次)
- 防災拠点(3次)

### (4) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

町は、地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害を軽減するために、がけ地近接等危険住宅移転事業を活用していくものとする。

## 6 啓発及び知識の普及に関する施策

### (1) 防災マップの作成・公表

町は地震、津波、大雨・洪水、土砂災害それぞれの概要・危険性・避難方法等を記した亙理町防災マップを平成26年2月に作成・公表した。

この防災マップを町内会などの自主防災組織と協力し、町民・来町者への啓発、知識の普及に努める。

### (2) 相談窓口の設置

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適切か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。

このため、町は耐震診断及び耐震改修に関する建築相談窓口を都市建設課に設置し住民からの相談に積極的に対応する。

### (3) 啓発及び知識の普及

町は、耐震診断及び耐震改修に関する事業の推進に資するためのパンフレットの作成・配布やホームページ等を活用し耐震診断・耐震改修事業の情報提供の充実を図る。

### (4) リフォーム・リノベーションや住み替え等に併せた耐震改修の誘導策

住宅設備の更新、バリアフリーリフォーム等のリフォーム・リノベーションや住み替えの機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが効果的である。

町ではリフォーム・リノベーションとあわせて耐震改修が行われるよう、リフォーム等と耐震改修を一体的に行った場合のメリット等に関する情報提供をホームページ等を活用し行う。

具体的な制度としては、リバースモーゲージ等の融資制度や空き家の供給を促進する一般社団法人移住・住みかえ支援機構のマイホーム借り上げ制度等を活用した住み替え等があり、これらは耐震改修の助成制度との併用も可能であるため、関係団体等と協力し普及啓発を図る。

### (5) 家具転倒防止策

平成7年の阪神淡路大震災は、約24万棟の家屋が全・半壊し死者約6千人にも上る大惨事であったが、幸い倒壊を免れた住宅でも家具等が転倒し、多くの犠牲者が発生した。また、平成15年7月の宮城県北部連続地震においても、地震により倒壊を免れた住宅でも家具等が転倒し多くの負傷者が出ている。

そこで、町では地震による家具等の転倒で居住者が犠牲とならないようにすることを目的に家具等の固定の相談窓口を都市建設課に設置し住民からの相談に積極的に対応する。

### (6) 町内会、NPO等との連携に関する方針

町は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援等を行うよう努める。

## 7 関連施策

### (1) 宮城県建築物等地震対策推進協議会

町は、平成17年6月に設立した「宮城県建築物等地震対策推進協議会」の会員となっており、近い将来発生すると予想されている大規模地震に向けて、建築物の耐震化や地震により被害を受けた建築物の早期復旧など地震による被害を軽減するための様々な課題に対して、学識経験者、県、市町村、建築関係団体が連携して取り組んでおり、その協議会を活用し、産学官による建築物の耐震化の推進方策等の検討・情報交換を行うとともに、産学官一体となった推進体制の整備・拡充を行い、本計画の推進を図る。

#### 会員(順不同)

##### ■ 学識経験者

東北工業大学 名誉教授 田中 礼治

東北工業大学大学院工学研究科都市・建築学専攻 教授 前田 匡樹

##### ■ 行政団体

宮城県(関係各課)

県内全市町村関係各課

(仙台市、石巻市、塩釜市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町)

##### ■ 建築物所有者関係団体

(一社)日本旅館協会東北支部連合会

宮城県私立中学高等学校連合会

(社)宮城県専修学校各種学校連合会

日本ビルディング協会

日本チェーンストア協会東北支部

宮城県商工会議所連合会 仙台商工会議所

宮城県病院協会

##### ■ 建築関係公益法人

(一財)宮城県建築住宅センター

(公社)空気調和・衛生工学会東北支部

(一社)建築設備技術者協会東北支部

(公社)全国宅地擁壁技術協会東北支部

(一社)電気設備学会東北支部

(公社)日本技術士会東北支部

(衛生工学・環境・上下水道部会)

(公社)日本建築家協会東北支部宮城地域会

(一社)日本建築構造技術者協会東北支部

(一社)東北建築構造設計事務所協会

(公社)日本建築積算協会東北支部

(一社)宮城県建設業協会

(一社)宮城県建築士会

(一社)宮城県建築士事務所協会

(独法)住宅金融支援機構

東日本構造物調査診断協会

宮城県瓦工事業組合

(一社)宮城県建設職組合連合会

(一社)宮城県優良住宅協会

宮城県住宅供給公社

令和5年3月現在

## (2) ブロック塀倒壊防止対策

町は、大規模地震時のコンクリートブロック塀等の倒壊防止に努め、その危険性についてもパンフレット等により啓発するとともに、スクールゾーン内にある危険ブロック塀(平成14年・平成30年調査)で改善が必要なものに除却等を行ってもらうため「**亙理町スクールゾーン内危険ブロック塀等除却事業**」を実施し、危険性の高いブロック塀等の除却や補強工事等の改善策の推進を図ってきた。

以降、県と協力して実態調査の結果基づく継続的な改善要請等(フォローアップ)を行っており、スクールゾーン内の改善が必要なブロック塀等については、除却・改修が進んでおり改善しつつある。

国の耐震化推進の基本方針の改正に基づき、事業名を「**亙理町危険ブロック塀等改善事業**」に改め、対象範囲をこれまでのスクールゾーン内の通学路を含み、町内全域の避難路※沿線のものについても対象範囲として拡大し、危険性の高いブロック塀等の改善を一層加速させていく。

なお、補助の対象は従来の危険と判定されたブロック塀等に加え、適宜職員が調査を行う危険度調査の総合判定表の結果が危険度3、2と判定されたブロック塀等とする。

※避難路とは、町道に認定されている道路及び建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)第42条に定義されている道路、第43条第2項第2号に定義されている道路、敷地をいう。

## (3) 宮城県住宅耐震隊協議会

町は、町内における既存木造住宅の耐震化を促進活動している、住宅耐震隊と連携して、既存木造住宅の耐震化を促進し、住宅耐震隊の活動に協力する。

## (4) 被災建築物・宅地の応急危険度判定

町は県と協力し、大規模震災発生時における余震などによる倒壊や外壁等の落下等による二次災害を防止すること目的に、建築物及び宅地の応急危険度判定実施に係る体制の整備を図る。

建築物の応急危険度判定については、東日本大震災での経験から、停電等で県と連絡が取れない場合においても、町が主体となり速やかに判定を開始できるよう「地域主導型応急危険度判定等実施体制」の整備を県・関係団体に協力を仰ぎながら整備していく。

また、町では町内建築関係技術者に対し、宮城県が実施している被災建築物及び被災宅地応急危険度判定士技術者講習会の案内し、判定士の養成の促進を図る。

## 亘理町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

### 1. 取組目的

- 住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

### 2. 緊急耐震重点区域の設定

緊急耐震重点区域は、本町の住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

緊急耐震重点区域：亘理町全域

#### ○対象住宅

- 昭和56年5月以前に建築された住宅

#### 対区域図



町内を亘理地区、逢隈地区、荒浜地区、吉田東部地区、吉田西部地区の5地区に分け、行政区別に戸別訪問等にて住宅耐震化の普及啓発活動を実施する。

### 3. 取組期間

本プログラムの取組期間は下記の通りとする。

取組期間：令和3年度～令和7年度（5年間）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
戸別訪問	（実施）					

### 4. 戸別訪問の実施

戸別訪問は下記の通り行う。

- リーフレット等を用い耐震化の必要性・補助制度を説明する
- 不在の場合は、資料をポストイングする
- 訪問結果（訪問日、訪問者、説明内容等）を記録・整理する

### 5. その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、下記啓発活動も引き続き実施していく。

- 住宅耐震啓発パンフの配布
- ホームページによる周知
- 広報誌による周知

### 6. 相談体制の整備

都市建設課を相談窓口とし、随時住宅耐震化を啓発する。  
宮城県建築士事務所協会と連携して活動に取り組む

### 7. 実績の公表

- 当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数を取りまとめ、当該年度末までに県に報告する。
- 実績の公表は、県が取りまとめ、県のHPにて公表する。